

提 起 文

協定項目 2 1 - 7 農林水産関係事業の取扱いについて（その 1）

農林水産関係事業の取扱いについて、次のとおり提起する。

平成 1 6 年 4 月 2 7 日提出

富山地域合併協議会  
会 長 森 雅 志

農林水産関係事業の取扱いについて（その 1）

農林水産関係については、別紙のとおり調整する。

事務事業名	現 況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
1 農業振興地域整備計画の策定 内容 策定年度 見直し年度	市町村が、10年間を見通して農用地区域を定めた農用地利用計画と農業振興に関する施策展開についての基本計画等を取りまとめた長期計画 昭和46年度 昭和56年度 平成 4年度 平成10年度 平成15年度	同左  昭和48年度 昭和58年度 平成 7年度 平成14年度	同左  昭和47年度 昭和56年度 平成10年度 平成14年度	同左  昭和48年度 昭和52年度 平成 2年度 平成10年度 平成14年度	同左  昭和49年度 平成10年度 平成15年度	同左  昭和48年度 昭和58年度 平成 7年度 平成14年度	同左  昭和48年度 平成15年度	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に統一する。
2 農村環境計画の策定 内容 策定年度 農業農村整備環境検討委員会組織の有無	農業農村整備事業は、地域の特色ある環境を保全しながら実施することが必要であり、このための基本方針や環境保全目標を定め、具体的な地域の整備計画を取りまとめた計画 平成18年度予定有	同左  平成16年度予定有	同左  平成16年度予定有	同左  平成16年度予定有	同左  平成15年度有	同左  未定有	同左  未定無	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新たな計画を策定する。
3 市町村森林整備計画の策定 計画名称 内容 計画期間	富山市森林整備計画 地域森林計画の対象となっている民有林について、間伐、保育その他森林の整備に関する事項を定めた計画(5年ごとに10年間の計画を策定) H14.4.1～H24.3.31	大沢野町森林整備計画 同左  同左	大山町森林整備計画 同左  同左	八尾町森林整備計画 同左  同左	婦中町森林整備計画 同左  同左	山田村森林整備計画 同左  同左	細入村森林整備計画 同左  同左	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
4 都市農漁村交流促進対策事業 目的 事業概要	都市部の住民が農漁村でのふれあい体験を通じて、心にゆとりと農漁業への理解と関心を高め、農漁業の振興に資する。  (1)グリーンツーリズム推進基本構想策定(策定委員会の設置) (2)農家体験交流事業(1箇所) (3)農漁業ふれあい体験事業(田植、稲刈り、地引網漁) (4)ふるさと農漁業見学バスツアー	該当なし	該当なし	豊かな自然環境や伝統文化、農林業を活用した都市農漁村交流を推進し、交流人口の拡大を図ることにより、農林業の振興と地域の活性化を図る。  (1)地域連携システム整備事業(国1/2) ・地域連携システム整備計画の策定 ・ワークショップ ・地域資源マップ作成 (2)グリーンツーリズムの推進(町単独) ・八尾グリーンツーリズム通信の発行 ・野積の里清流フェスティバル子供釣り体験教室支援	該当なし	豊かな自然環境や伝統文化、農林業を活用した都市農漁村交流を推進し、交流人口の拡大を図ることにより、農林業の振興と地域の活性化を図る。  ・グリーンツーリズム研究会の設立 ・ワークショップ ・講演会等の開催	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。

事務事業名	現況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
5 水田転作助成金(単独事業)内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域事業(農協助成)</li> <li>生産組合事業(生産組合助成)</li> <li>推進事業(農業者助成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大豆連担化</li> <li>地産地消促進</li> <li>特産物条件整備</li> <li>出荷助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>奨励作物定着化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団地化</li> <li>出荷助成</li> <li>加工用モチ米出荷</li> <li>新規作物</li> <li>生産組合長助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画転作助成</li> <li>地域特産物</li> <li>生産調整推進</li> <li>大豆出荷奨励</li> <li>生産組合活動</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>転作助成</li> <li>地域農業集団育成</li> </ul>	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に各地域の特性を動かし、再編する。</p> <p>各地域の特性 平野部・中山間地の地理的条件、特産品、農家の取組み状況</p>
補助金(補助率)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域事業 定額(市1/3、他2/3)</li> <li>生産組合事業 定額(市1/3、他2/3)</li> <li>推進事業 大麦、大豆、飼料作物、切花、果樹等 (5,000円/10a)</li> <li>その他 (2,000円/10a)</li> <li>生産性向上 (3,000円/10a)</li> <li>高度利用 (2,000円/10a)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大豆連担化 (6,000円/10a)</li> <li>地産地消促進 定額</li> <li>特産物条件整備 (町1/3、他2/3)</li> <li>出荷助成 イチジク(25円/箱) ネギ(25円/箱) 切花(0.5円/本) らっきょう(250円/袋)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>奨励作物定着化 大豆(5,000円/10a) 白ネギ (12,500円/10a)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団地化 (5,000円/10a)</li> <li>出荷助成 大豆(1,500円/30kg) ソバ(3,000円/10kg) 奨励作物 (10,000円/10a)</li> <li>加工用モチ米出荷 (1,400円/60kg)</li> <li>新規作物 (100,000円/10a以内)</li> <li>生産組合長助成 定額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画転作助成 団地(10,000円/10a) 高度(5,000円/10a)</li> <li>地域特産物 (10,000円/10a)</li> <li>生産調整推進 (10,000円/10a)</li> <li>大豆出荷奨励 (1,500円/30kg)</li> <li>生産組合活動 (3,000円/組合)</li> </ul>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>転作助成 (作物ごとに4,000円~10,000円/10a)</li> <li>地域農業集団育成 営農組合の転作実施 (2,000円/10a)</li> </ul>	
6 中山間地域等農業活性化支援事業 事業内容 対象集落	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落説明会の開催 10回</li> <li>集落協定作成指導 10回</li> </ul> <p>8集落</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落説明会の開催 2回</li> <li>集落協定作成指導 2回</li> </ul> <p>2集落</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落説明会の開催 2回</li> <li>集落協定作成指導 7集落</li> </ul> <p>51集落</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落説明会の開催 2回</li> <li>集落協定作成指導 12集落</li> </ul> <p>12集落</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落説明会の開催 5回</li> <li>集落協定作成指導 2回</li> </ul> <p>20集落</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集落説明会の開催 7回</li> <li>集落協定作成指導 1回</li> </ul> <p>6集落</p>	<p>現行のとおり、新市に引き継ぐ。</p>
7 中山間地域等直接支払事業 事業内容 要件等 交付単価(10a当たり) 対象者	該当なし	<p>中山間地域等において耕作放棄地の解消と多面的機能の確保を図るため集落協定組織に対して交付金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜 5/100</li> <li>緩傾斜 なし</li> <li>8法外特認 なし</li> <li>集落協定数 8</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜 21,000円</li> <li>緩傾斜 8,000円</li> </ul> <p>112人</p>	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜 5/100</li> <li>緩傾斜 なし</li> <li>8法外特認 なし</li> <li>集落協定数 2</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜 同左</li> <li>緩傾斜 同左</li> </ul> <p>40人</p>	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜 5/100</li> <li>緩傾斜 なし</li> <li>8法外特認 なし</li> <li>集落協定数 51</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜 同左</li> <li>緩傾斜 同左</li> </ul> <p>805人</p>	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜 5/100</li> <li>緩傾斜 1</li> <li>8法外特認 12</li> <li>集落協定数 12</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜 同左</li> <li>緩傾斜 同左</li> </ul> <p>167人</p>	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜 5/100</li> <li>緩傾斜 なし</li> <li>8法外特認 20</li> <li>集落協定数 20</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜 同左</li> <li>緩傾斜 同左</li> </ul> <p>308人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜 5/100</li> <li>緩傾斜 なし</li> <li>8法外特認 6</li> <li>集落協定数 6</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>急傾斜 同左</li> <li>緩傾斜 同左</li> </ul> <p>169人 村単独事業分:1人</p>	<p>現行のとおり、新市に引き継ぐ。</p>

事務事業名	現 況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
8 里地棚田保全整備事業 事業名 事業概要 要件 対象地区 工期 負担割合	該当なし	該当なし	該当なし	棚田地域等保全整備事業 棚田地域の土地改良施設等の多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全及び再生 5法の指定地であり、勾配が1/20以上の農地の面積が当該地域の全農地面積の1/2以上 「棚田地区」宮腰地区 H15(単年度) 国55% 県25% 町15% 地元負担金5%  ふるさと水と土ふれあい事業 仁歩ほたるの里農村公園を拠点とする地域外交流を目的とした情報受発信事業 5法に該当する市町村又はそれらを含む市町村 「里地地区」三ツ松地区 H12～H15年度 国50% 県30% 町20%	ふるさと水と土ふれあい事業 棚田地域の土地改良施設等の多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全及び再生 5法に該当する市町村又はそれらを含む市町村 「棚田地区」道島地区 H13～H16年度 ・土地改良施設等周辺環境整備 国55% 県20% 町20% 地元負担金5% ・土地改良施設保全整備 国55% 県30% 町10% 地元負担金5%	棚田地域等保全整備事業 棚田地域の土地改良施設等の多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全及び再生 5法の指定地であり、勾配が1/20以上の農地の面積が当該地域の全農地面積の1/2以上 「棚田地区」川西地区 H14～H15年度 国55% 県25% 村15% 地元負担金5%	該当なし	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
9 地域特産品振興対策事業	特産物開発育成対策事業費 ・特産物試作調査費(カラー、ジネンジョ、草島ネギ等の試作調査) ・特産物販路対策費など	いちじく圃場管理事業	大山町特産品協議会 ・各種特産品イベント経費 ・大山町農林漁業祭開催費	該当なし	該当なし	・馬鈴薯の種子代助成 ・大根出荷組合への助成 ・村りんご園管理委託料 ・村りんご園圃場借上料	・らっきょう生産振興対策事業 ・らっきょう共同ほ場造成補助金 ・らっきょう出荷奨励補助金	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
10 農業集落排水事業の会計方式	特別会計 ・農業集落排水事業	同左	同左	同左	同左	同左	同左	合併時、富山市の例により特別会計に統合する。
11 農業集落排水事業基本計画の策定内容 対象地区	全県域下水道化構想に基づく基本計画  (1)農業集落排水 17地区(うち実施済11地区、事業継続中2地区) (2)県単・小規模集合排水 9地区(うち実施済7地区)	同左  (1)農業集落排水 2地区(実施済)	同左  (1)農業集落排水 5地区(実施済) (2)県単農村整備事業[管渠のみ] 2地区(実施済)	同左  (1)農業集落排水 10地区(うち実施済8地区) (2)県単・小規模集合排水 10地区(うち実施済5地区、事業継続中1地区) 現在、要望地区なし	同左  (1)農業集落排水 3地区(うち2地区実施済、事業継続中1地区)	同左  (1)農業集落排水 3地区(実施済) (2)県単農村整備事業 1地区(実施済) (3)林業集落排水整備事業 2地区(実施済)	同左  (1)農業集落排水 2地区(実施済)	現行のとおり、新市に引き継ぐ。